## ●特集

## 消費生活条例

第538号55・4・16

我孫子市役所市長公室企画課 (昭和34年7月31日第3種郵便物認可)

**制40**厚奪

## 広報

4月1日現在

- ●入口 99,717人(+3,495) 男/49,708人 女/50,009人
- ●世帯数 28,690世帯(+1,095)( )内は前年北
- ●市投所本庁
- ●湖北支所 88-2111 ●布佐支所 89-2358 ●中央公民館 82-0515 ●市民会館 84-3311(4
- す 85-1111 ●つくし野友所 84-8801 88-2111 ●湖北台友所 85-0828 89-2358 金木道部 88-3111(代) 6 第 82-0515 巻入編社セクテー 88-0 84-3311(代) ●消防署 84-0119

廃棄物基

温



が修正可決、六議案が継続となりました。 センターの設置と管理に関する条例の制定、 理に関する条例の一部改正、身体障害者福祉 かれました。 日から二十七日まで二十三日間にわたって開 議案が出され二十六議案が可決され、一議案 廃棄物基本問題調査会条例の制定など三十三 新年度予算を中心に、市民会館の設置と答 昭和五十五年第一回市議会定例会が三月五

(予算は四面)

我孫子市布佐二四三二番地 群 昭和十年十一月十三日生 英朗氏

少年の健全な育成のため、少年



の制定。 ◇火災予防条例の一部を改正する 火を使用する設備、器具などの

取扱いが複雑、多様化したのでこ 取扱いの基準を設けるため。 生の原因となる合成樹脂類の貯蔵 れに対処するとともに、霧ガス発

◇少年センター設置条例の制定

運営に必要な事項を定めるため。 福祉センターを設置し、その管理 ◇身体障害者福祉センターの設置 ため、援護施設として身体障害者 条例の一部を改正する条例の制定 ◇市民会館の設置と管理に関する と管理に関する条例の制定 市民会館の運営を効果的に行う 在宅身体障害者の福祉の増進の

例の制定 ◇青年館設置と管理に関する条例

◇市税条例の一部を改正する条例 の補導活動を総合的に推進するた

ため市民会館運営審議会を設置す

◇保育所条例の一部を改正する条 等の一部を改正する条例の制定 ◇心身障害児童福祉手当支給条例 上げを行うため。 、定員増をするため。 寿保育園増改築工事の竣功に伴 経済情勢を勘案し、 諸手当の引

部を改正する条例の制定

運営を委託するため。 を設置し、あらき野自治会に管理 〉国民健康保険条例の一 あらき野地区にあらき野背年館 一部を改正 に伴う建物建築資金利子補給条例 設置するため。 的から、廃棄物基本問題調査会を 的な廃棄物処理体系を樹立す

◇我孫子駅周辺土地区画繁理事業

とともに、条文の整備を行うため。 ◇水道事業運営審議会条例の制定 助産費と葬祭費の引上げを行う 水道事業の運営上専門的知識を の制定

事業をより円滑に推進す

建

でが、いつでも、どんなところで

も口ずさめるものといたします。 んだもので、子供からお年寄りま

(年齢、性別は問いま

市内にお住まいか、

募集します。歌詞の内容は、゛ふる

のイメージを盛りこ

「あびこ市民のうた」の歌詞を 七月一日で我孫子市が誕生して

年目にあたります。それにちな

導入するとともに、市民の意向を 事業運営審議会を設置するため。 娶者サービスのため、新たに水道 反映し、より健全な企業経営と需 るため により、 物建築資金の利子補給を行うこと 施行区域内の権利者に対し、

固定資産評価審査 新たに路線を認定するため ◇市道路線の認定 地域の交通の便をよくするため

委員会委員に

歌をつく

辺 重氏

義務、事業者の義務と公共団体の 定をはじめ、 の基本問題としてとらえ、市民の 住民合意による恒久

みんなが口ずさめる歌詞を募集

|当日消印有効)までに郵送するか

子一八五五

我孫子市教育委員会

〒1140---

我孫子市我係

社会教育課あて

五月三十一日

の場合は、学校名と学年)を明記

に住所、氏名、 ▼応募方法 お勤めの方 ▼応募資格

年齡、職業(学生

◇廃棄物基本問題調査会条例の制

廃棄物処理行政を、処理物以前

用紙は自由、

調の前

ディにも使え、

♥歌詞の形式 直接持参して下さい。

自由でどんなメロ

▼選考と発表

選考委員会にはか しかも明るく簡明

〇人事異動 〈課長相当職以上 ()

係長(市民相談係長)飯塚継弥▽ 增田吉益▽秘書課主幹兼市民相談 ▽総務部参事(監査委員事務局長) (消防本部総務 ○兼務〈課長相当職以上〉 務局長)安斉秀夫 樹▽教育委員会保健体育課長 ▽滝口昭経済衛生部長が農業委員 ▽市史編さん完長 ( 農業委員会事 **挙管理委員会事務局次長)小池哲** 

次長が消防本部総務課長を兼務▽ 会事務局長を併任▽林勇消防本部 (i)

作品は返却しません。

また、作曲については、

歌詞が

係長)岩井恒雄▽監査委員事務局

消防本部予防課長

なお、著作権は、

市に帰属し、

会教育課(40八五—一五一一) ▼お問い合わせ 教育委員会 決定されてから公募いたします。

社

大久保健郎▽選挙管理委員会事務

次長

(教育委員会保健体育課長)

選者には り、後日、

記念品を贈呈いたしま 広報紙上で発表し、入

















塩野谷よみ児童家庭課主幹が寿保

集

我孫子市民

の消費生活の安定及

向上

一を確保する条例(案)

特

## 消費生活条例



第一章 総

第八章 雑 則 (第三十六条)

第七章 消費者啓発及び組織化の推進 (第三十五条 第六章 消費者保護協定 (第三十三条・第三十四条

第 二 条 消費者の利益の擁護及び増進は、消費者がもつべき次に 掲げる権利を基本として推進されなければならない (消費者の権利)

四、被害の救済を受ける権利 選択が保証されること。 識及び情報を得られること。 消費者は、不当な取引方法から保護され、自由な 消費者は、商品等の提供等によっ

一、知る権利 消費者は、商品等の適正な価格、質量等必要な知

いう。)によって生命、健康又は財産を侵されないこと。

五、寒見が反映される権利 消費者は、あらゆる面で意見が反映 て受けた被害から、公正かつ速やかに救済されるよう保証される

六、自主的な行動をする権利 **消費者活動を積極的に行えるよう保証されること。** されるよう保証されること。 消費者は、常に自主的な組織で

第二条市は、この条例に定める施策を通じて、消費者の権利を 2、市は、市民の参加と協力の下に、この条例に定める施策を実施す 確立し、もって市民の消費生活の安定と向上を図るものとする。 るよう努めなければならない。

地方自治体における消費者条例の検討、さらに先進市

当委員会では、草案作成にあたり関係法令、および

まざまな要求、希望を整理し進めてまいりました。 への視察などを重ね、ふだんの生活実感から生じるさ

ここに、消費生活市民委員会としての原案がまとま

指し、その草案作りを第二期市民委員会で検討するこ 的推進のため、消費者保護に関する市条例の制定を目

とになりました。

な体制整備などを強く求め、行政への課題として指摘

報告書では、消費者の権利保護、消費者行政の早急

このような指摘をうけ、市では、消費者行政の総合

を昨年六月三十日に市長に提出しました。 スローガンの下に、調査検討を重ね、第一回の報告書 この委員会は、「安全な街あびこを育てよう」という 月に、我孫子市消費生活市民委員会が発足しました。

消費者の声を行政に反映させるため昭和五十三年七

2 市は、他の地方公共団体が実施する消費生活の安定と向上を図る 第四条 市は、この条例に定める施策を実施するに当たり、必要 に応じ、他の地方公共団体に協力を求めなければならない。 (他の地方公共団体との相互協力)

ための施策に協力を求められたときは、これに応ずるよう努めなけ

さい。お問い合わせは、商工課消費生活係へ。 りましたので広く、みなさまのご意見をお聞かせくだ

第 一 条 この条例は、市民の消費者としての利益の擁護及び増進 に、その基本的施策等を定め、総合的推進を図り、もって消費者の に関し、市及び事業者の責務と消費者の役割を明らかにするととも 主権を確立し、消費生活の安定及び向上を確保することを目的とす

一、安全である権利 消費者は、商品及び没務(以下「商品等」と

第 九 楽 事業者及び消費者は、商品等が欠陥商品等であることが め、その事実を直ちに市長に届け出なければならない。 明らかになったときは、被害が他の消費者に及ぶことを防止するた (欠陥商品等の届出等)

(欠陥商品等に対する市長の緊急措置)

事項を公表するものとする。 及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、当該危害を防止 するため、当該商品等の品名、事業者名、危害の内容その他必要な 市長は、欠陥商品等が消費者の生命、健康、財産に重大な危害を

第一章 総 則(第一条-第七条) 第二章 消費者の権利の確立 (第八条 - 第二十四条 第一節 危害の防止 (第八条 - 第十一条) めなければならない。

第五章 消費者意見の反映 (等三十一条・第三十二条) 第四章 調查、勧告、公表等(第二十八条~第三十条) 第三章 消費者被害の救済 (第二十五条~第二十七条) 第四節 生活必需物資の確保 (第二十条~第二十四条 第三節 包装の適正化 (第十六条 - 第十九条) 表示の適正化(第十二条~第十五条)

安定及び向上に積極的な役割を果すものとする。 動するとともに、連帯協同し、消費者運動の発展に努め、意見を述 べるなどによって、消費者の権利の確立を図り、もって消費生活の

第二章 消費者の権利の確立 第一節 危害の防止

(欠陥商品等の提供禁止)

第 八 条 事業者は、消費者の生命、健康、財産又は生活環境に危 書を及ぼし、若しくは及ぼすおそれのある商品等、<br />
又は消費者に著 しく不利益を及ぼす商品等(以下「欠陥商品等」という。)を提供し

市がこの条例に基づき実施する施策に積極的に協力しなければなら 事業者は、事業活動を行うに当たり、常に法令を守るとともに、

3 事業者は、事業活動を行うに当たり、その社会的責任を自覚し 社会的要求に積極的に対処するよう努めなければならない。

第 七 条 消費者は、消費生活についての知識を深め、自主的に行

十一条 市長は、社会的に安全性が確定されていない商品(以下 (不安商品に対する措置)

認めたときは、国・県に対し、意見を述べ必要な措置をとるよう求

第 六 条 事業者は、商品等の提供、その他事業活動を行うに当た り、消費者の権利を侵してはならない。

該商品等の提供事業者に対し、その製造又は販売の中止、製造方法 の改善その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。 十条 市長は、商品等が欠陥商品等であると認めたときは、当

(国・県に対する措置要求等)

をしなければならない。

者が遵守すべき事項を定めることができる。

内容を容易に識別し、かつ適正に使用できるよう、その成分、性能

事業者は、商品等を提供するに当たり、消費者がその

第二節 表示の適正化

使用方法、製造年月日その他必要な委宝。以下「委示事項」という。)

第五条 市長は、市民の消費生活の安定と向上を図るため必要と

第 十六条 事業者は、消費者が直接手にしたときの商品包装及び容

第三節 包装の適正化

2 事業者は、消費者に提供した商品等が欠陥商品等であることが明 らかになったときは、直ちにその事実を発表しなければならない。

必要な検査又は調査を行うものとする。 「不安商品」という。)について、各種の情報を収集するとともに

他の方法により、安全であることを立証すべきことを求めることが るときは、不安商品を提供している事業者に対し、資料の提出その 市長は、前項の検査又は調査を行うに当たり、必要があると認め

2 市長は、商品等の表示事項及び表示方法その他表示に際して事業

第 十三条 事業者は、商品等の提供に当たり、消費者が適切に選択 ればならない。 下「単位価格表示」という。)及び販売価格表示をするよう努めなけ できるよう質量、長さ、面積、体積等の単位当たりの価格表示(以 業者ならびに単位、表示方法等について指定することができる。 市長は、単位価格表示及び販売価格表示をしなければならない事 (単位価格及び販売価格表示)

第一十四条 市長は、必要があると認めるときは、商品等の品質、性 項を定めることができる。 能等を保証する旨の表示につき、保証期間、保証内容その他表示す

第 十五条 市長は、商品等が自動販売機その他これに類似する機械 引条件を識別するため必要があると認めるときは、事業者が遵守す により提供される場合において、消費者がその商品等の内容及び取 べき事項、表示の方法、その他表示に際して事業者が尊守すべき事 へき表示事項を定めることができる。 (自動販売機の表示)

第 十七条 事業者は、消費者に危害を及ぼすことのないよう消費者 器(以下「消費者包装」という。)が消費者に内容を誇張し、廃棄物 の量を増大させる等、必要以上の過大な包装をしてはならない。

包装の安全性を確保しなければならない。

第 十八条 事業者は、廃棄物処理上適切でないと認められる包装材 料の使用をできるだけ避けるよう努めなければならない。 (適正な包装材料の使用)

第 十九条 市長は、消費者包装の適正化を図るため、事業者が遵守 すべき基準を定めることができる (包装基準の設定)

第 二十条 事業者は、商品等について円滑な流通を不当に妨げ、又 は標準的な利得を著しく超える価格で提供する行為を行ってはなら (不適正な事業行為の禁止) 第四節 生活必需物資の確保

2 事業者は、消費者の日常生活に必要な物資(以下「生活必需物資」 という。)について、生産、流通等の円滑化及び価格の適正化に努め なければならない。

第二十一条 市長は、生活必需物資が不足し、 若しくは価格が異常に上

昇し、又は上昇するおそれがあると認めるときは、事業者に対し、

言該生活必需物資の円滑な供給を確保するための協力を要請することが

3 市長は、前二項の検査及び調査の経過及び結果を公表することが 6

m

安全な商品は消費者の願い

対等になるための条例として

一方で消費者に援助を与えること

消費者が対等になるためには、

により、消費者の力をあげること

合、苦情処理として市がすみやか

ス事項とで規定しています。 のための施策を規制事項とサービ

表示の適正化

また、消費者が被害を受けた場

の推進と充実を図り、消費者の組織

ています。

以上、六つの権利の確立と保証

そのために、消費者啓発、教育

化に積極的な援助を掲げています。

るをえない状態になっているわけ 消費者が実質的な対等権を確立す 消費者の権利確立というのは、 領が挙げた四つの権利です。 ものが、アメリカのケネディ大統

品を選ぶということができなくな を知り、適正な価格で、適正な商

費用、その他必要な援助を行うこ 訴訟に訴えるほかない場合、訴訟 めの必要な調査を規定しています。 にあっせん、調停を行い、そのた

ることは、事業者との対等条件で

商品の品質内容を正しく識別す

の取引きの前提です。

とができるものとなっています。

消費者の権利

消費者の権利でもっとも有名な

売り手が売りたい商品を買わざ

っても、消費者はその商品の中味

さらに、苦情処理では解決せず

①品質表示

るということです。

この四つの権利とは

強者である事業者を適正に規制す 実質的な対等権を確立するには 危害 一、知らされる権利 四、意見聞かれる権利 三、選択できる権利 一、安全である権利

> ②単位価格と販売価格表示 表示方法を義務づけています。 正に使用できるような表示事項や の内容を容易に識別でき、かつ適

外観は同じように見えても内容

の適正化」「生活必需物資の確保

具体的な内容としては、

の四つ掲げています。 の防止」「表示の適正化」 る必要があるわけです。

②消費者援助

果実

五、被害から救済を受ける権利 これらの権利に加え、さらに、 自主的な行動をする権利

> 易に判断できない事態が生じてい を比較選択をしようとしても、容 量が異なり、消費者は眼の前に陳

列された商品群の中から安いもの

ます。

「包装

存権」の具体的表現としてとらえ ている「個人の尊重」「国民の生 消費者の権利は、憲法で保障し の二つで、六つの権利としていま

けをするものです。

## 訴訟費用の貸付制度

では現実に被害を受けた消費者の 権利。利益の侵害は回復されませ 事業者に対する行政の規制だけ

えます。 消費者の権利は具体化されたとい 事業者がその責任を認めて損害 その損害を償わせることにより

のあっせんや調定に応じる場合は 問題ありませんが、そうでない場 の賠償に応じるか、市の苦情処理 合には、訴訟により争われてきま しかし、訴訟に要する費用や、

利の確立のための前提でもありま

また、生命健康を侵されない権

従って、事業者に消費者が商品

証してゆこうとするものです。 訟を可能にし、消費者の権利を保 用の貸付けやその他の訴訟活動に 必要な援助を行うことにより、訴 不可能です。 には訴訟を起こすことはほとんど わずらわしさなどを考えると実際 このような現状を考え、訴訟費

規制の対象事業者としては、全のいては、まちまちです。 として評価され、各地の条例で導 少額被害者訴訟を可能にするもの 入されていますが、貸付の条件に なっていくことの基盤になると この制度は、神戸市で考案され、 考えています。

格と販売価格表示を規定していま

このような問題を考え、単位価

配慮し、特定な店舗にその義務づ 小売店が望ましいですが、経費の 増大、過大な負担がかかることを

しかし、一般の市民からの意

に措置請求ができることになり った時であり、その範囲で市長 する消費者の権利への侵害があ を規定しています。 申出の要件は、第二条に規定

市民の力が条例実施の推進力と

貸付けの条件の設定は、各地の

## 出 制

よってその意義が異なってきます。 消費者行政を市民の立場に立 表示や包装の基準の設定など

ることにより制度的に意見の反 費者代表や学識経験者を含ませ 会を設置し、そのメンバーに消 映ができるようにしてあります このため、消費生活対策審議

めてゆく必要があります。 利用状況などをさらに検討して決

## 度

される必要があります。 ったものにするためには、市民 の意見が条例の運用に充分反映

調査しなければならない。

は不十分で、そのため申出制度 見の反映については、審議会で

民全体の監視、支援を期待し 申出制度を設けることは、市

## が消費者の立場に立って、消費

よって、すなわち実際の運用に 者のために行われるかどうかに

ます。

格上昇の原因、篙給状況、その他必要な事項について、すみやかに 市長は、前項の規定により指定された生活必需物資について、価

第二十四条 市長は、価格の安定を図るため、必要があると認めると (調査に関する情報提供)

ばならない。 第三章 消費者被害の教済

(苦情処理委員会)

? 第二十七条 市長は、事業者の事業活動により、消費生活上の被害を うけた市民が、事業者を相手に訴訟を提起する場合、我孫子市苦情 **貸付け、その他訴訟活動に必要な援助を行うことができる** 処理委員会の意見を聴いて、当該被害者に対し、訴訟に係る経費の (訴訟の援助)

## 第四章 調査・勧告・公表等

(第二十八条 市長は、この条例の規定の施行に必要な限度において、 事業者に対し、報告を求め、その職員をして、事業者の事務所、事 他の物件を調査させ、苦しくは関係人に質問させ、又は商品等の提 業所、その他事業を行う場所に立ち入って、帳簿、書類、設備その

で2 市長は、事業者又は関係人が前項の規定により報告・商品の提出 事業者に対し、咨面により報告若しくは商品等の提出を要求し、立

てきる

## (価格等の調査)

第二十二条 市長は、 の動向、需給状況、流通の実態等につき必要な調査を行うものとす

第二十三条 市長は、生活必需物資の価格が異常に上昇し、叉は上昇 活必需物資を特別の調査を要する物資として指定することができる。 するおそれがある場合において、必要があると認めるときは当該生

# きは調査の経過及び結果を明らかにすることができる。

第二十五条 事業者は、消費者との間の取引に関して生じた苦情につ 速に処理するよう努めるとともに、市長の苦情処理に協力しなけれ いて、自ら、又は共同で処理する体制を整備・拡充し、適切かつ迅

2 市長は、消費者から苦情の申し出があったときは、速やかに調査 し、当該苦情のあっせん、調定に努めなければならない。

第二十六条 市長は、消費者と事業者との間の商品等の取引に関して 附属機関として我孫子市苦情処理委員会を置く。 については、その紛争を公正かつ速やかに解決を図るため、市長の 生じた苦情のうち、市民の消費生活に著しく影響を及ぼし、又は及 ぼすおそれのある紛争、又は苦情の解決が困難であると認めるもの

2 苦情処理委員会の組織及び運営については市長が別に定める。

) 2 前項に規定する援助に関し、必要な事項は別に定める。

出を求めることができる。

入調査若しくは質問に応ずべきことを要求することができる。 若しくは立入調査を拒み、又は質問に対し答弁しなかったときは、

## (指導及び勧告)

的に参加くださるようお願いしま ●対象 市民(だれでも参加でき

消費生活条例案の市民検討会・※なお、第一回、第三回市民会議

(市民会職) 開催要網 では、お子さまづれの方のために

保育室を開設するよう準備中です。

集して、報告いたします。

●場所 湖北台市民センター二階

市民検討会(市民会議)に積極

表明をいただき、市民の総意を結 ●日時 四月二十七日 (日) りまとめる前に、全市民に意見の 第三回市民会議 すめてきました。委員会としてと ●対象 事業者 民委員、五十名で原案づくりをす

●場所 市民会館第三会議室 ●日時 四月二十三日 (水)

午後一時三〇分から

市民の代表として、消費生活市

市民の参加が不可欠です。

るものにするためにはどうしても 第二回市民会議

のとし、市民のみんなが活用でき

ます

したがって、ルールを生きたも ●対象 市民(だれでも参加でき

ールを定めることになります。

●場所

市民会館大会議室 午後一時三〇分から

消費者の権利を守るためのル

この条例は、我孫子という地域 ●日時 四月二十日 (日)

第一回市民会議

第二十九条 市長は、事業者がこの条例の規定に違反していると認め るときは、その事業者に対し、当該遠反事項を是正するよう指導し 及び勧告することができる。

必要と認める生活必需物資について、その価格

第 三十条 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わなかった ときは、その旨を公表することができる。

## 第五章 消費者の意見の反映

第三十一条 市民は、第二条に規定する消費者の権利が侵されている べきことを求めることができる。 と認めるときは、市長に対し、その旨を申し出て適当な措置をとる (市長に対する申出)

3 市長は、申出の内容、その処理経過及び結果を明らかにすること い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づ 市長は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行 く措置、その他適当な措置をとらなければならない。

## (消費生活対策警議会)

第三十二条 市民の消費生活の安定及び向上を図るため、市長の附属 機関として、我孫子市消費生活対策審議会を置く。

査、審議し、市長に報告する。 消費生活対策審議会は、市民の消費生活に関する事項について調

3 消費生活対策審議会の組織及び運営については、市長が別に定め

## (消費者保護協定 第六章 消費者保護協同

**第三十三条** 市長は、消費者行政の推進に当たって、事業者の自主的 締結することができる。 な努力による改善を促進するとともに、消費者の保護及び物価の安 又は事業者団体との間に協定 (以下「消費者保護協定」という。)を 定ならびに良心的な経営に努める事業者の振興を図るため、事業者

その内容を公表するものとする。 市長は、消費者保護協定を締結し、 変更し、又は解除したときは

## (助成措置

第三十四条 市長は、消費者保護協定を締結した事業者、又は事業団 体に対し、協定を効果的に達成するため、助成措置を講ずることが

## (啓発活動及び教育の推進) 第七章 消費者啓発及び組織化の推進

第三十五条 市長は、消費者が自主性をもって、健全な日常生活を営 ばならない。 供を推進することともに、消費者教育の充実等の施策を講じなけれ むことができるよう、消費生活に関する知識の普及および情報の提

2 市長は、消費者組織の育成及び行動の強化のため、必要に応じて 助成措置を講ずることができる。

## (委任) 第八章 雑

第三十六条 この条例の施行について必要な事項は市長が別に定める。

この条例は、公布の日から起算して六月を越えない範囲内において 規則で定める日から施行する。 (施行期日)

算

昭和55年度

歳出 132億96000千円 (100%) - 般会計 財源の内訳と使いみち(単位千円) 教育費 41億08616 (30.9%) 土木費 21億87952 (16.5%) 民生費20億27029 (15.2%) 級摄實 3個89066 12 Mar 12 18372 (10.4%) (9.6%) 衛生費11億34966(8.5%) 消防費4億97920(3.8%) その他672079(5.1%)

13

**動利用料** 

施設利用料は、無料です。

は次の方です。

ションなどへの助言と施設の提供。 \*ボランティア活動とスポーツ、レクリェー

■利用できる人

心身障害者(児)、家族、関係団体などの集会。

かえられるようにしたいものです。

特別納付制度」に該当するの

れた期間に一人でも多くの方が年

あと『二か月余り』、この残さ

保険料が変わります

金権の確保し、安心して老後をむ

体機能の維持回復訓練。

\*十五歳以上の肢体不自由者の創作活動と身

や言語障害の指導と訓練。

\*就学前障害児童(三歳から五歳)の生活態度

☆八八一〇一四 四

受付け開始は、四月二十一日からです

付けます。

請してください。団体利用は二か月前から受 ※利用者は、 施設利用と通所訓練申込書で申

生まれた方で、国民年金に当然加

|一明治四十四年四月二日以降に

入しなければならないのに、まだ

|国民年金に加入していながら

守るために、どうしてもそれを補

めることが大切です。 た期限までに保険料をきちんと納

年金額を引き上げ、老後の安定を

歳入 132億96000千円 (100%) 市税 56億98000 (42.9%) 地方交付税 20億 (15.0%) 国庫支出金 19億55010 (14.7%) 市債 18億78900 (14.1%) 県支出金3億19521(2.4%) 繰越金3億(2,2%) 諸収入2億93346(2.2%)

その他8億93346(6.5%)

〇自転車駐輪場整備 〇漢字処理電算導入費 祉センターと湖北台保育園改修工 ーツ施設、子供の遊び場、老人福 金

〇施設整備、改築事業 (老人スポ 託融資、商工ローン融資促進預託 〇利子補給事業(中小企業融資利

〇運転資金助成事業(中小企業預 商 I 貴

○農業後継者育成事業

〇住居表示整備(天王台、東我孫

○障害者福祉センター建設事業

務

賮

民

生

費

の中で占める割合は減っています。

特別会計では公共下水道事業が三十%の伸 歳出のトップは今年も教育費ですが、全体

〇農地粒備事業

D水田利用再編成事業

が縮少されたので、公共事業をはじめ通常経

この減額の理由は、国の方針により借入金

○終末処理センター施設整備事業 ○クリーンセンター施設整備事業

土

木

貴

〇廃棄物基本問題調查 〇公害対策事業

〇市道整備事業 〇街路灯設置管理事業

農林水産業費

費の減少化を図り緊縮型予算としたものです。

と五%の減額となりました。

億九六〇〇万円となり、前年度当初と比べる

昭和五十五年度の一般会計予算は、一三二

衛

生

子、信用保証料補給金 〇商店街育成事業

経費節減をめざす

〇布佐出張所增改築工事 〇都市計画街路事業 〇排水路備事業 ○公園施設整備事業 〇都市計画総合調査事業 消 防

> 〇市民図書館整備事業 〇市民会館整備事業 五十五年度継続

鬱

〇スポーツ施設整備事業(湖北台 〇文化遺跡発堀事業

テニスコート、市民プール改修工 〇高野山小学校給食施設整備事業

四・五十五年度継続〉 〇久寺家中学校增築事業 〇白山中学校プール新設事業 〇久寺家中学校用地買収事業 〇並木小学校新築事業〈五十五・ 〇新木小学校屋内運動場新設事業 〇新木小学校プール新設事業 特 別 숲 좖

〇新木小学校新築工事

教

育

費

〇布佐中学校增改築事業〈五十四 国民健康保険事業 土地区画整理事業 公共下水道事業

水 渞 12億32470 15億84797 15億03660 15億27249 80000 13億40211 2億92300 (単位千円) (単位千円)

収益的収入 収益的支出 資本的収入 資本的支出

住所の表わ

特別 号述

の表わし方を通知しましたが、ま だ通知書が届いていない方は住居 当該地区の皆さんに新しい住所

表示係までご連絡ください。 別図

無年金者の救済措置として現在 年金権をとり戻す最後のチャンス 保険料を納め忘れている方

ので、保険料も同じ率だけ引き上

うだけの財源が必要になります。 額が三、四%引き上げられました

昭和五十四年の法律改正で年金

げられ、三、七七〇円となりまし

ろ、あと「二か月余り」となりま 日までに限られており、残すとこ した。これまで、広報をはじめ、 制度」は、昭和五十五年六月三十 行われている保険料の「特例納付 無年金者とならないよう加入、ま 制度のあることを教えていただき 人や友人にいましたら、特例納付 加入期間は該当しません)。 このような方が、みなさんの知 (任意

(国保年金課)

**今**内容

\*土曜日は午前九時から十二時まで。

四時まで。

\*月曜日から金曜日までは午前九時から午後

◎施設の利用時間

たは、納付をおすすめしてくださ 昭和五十四年度分国民年金保険

四月から国民年金の

至らない人が存在していると思わ

たが、まだ、年金権を取得するに 例納付制度の内容が広く皆さんに

知れ渡るよう努力してまいりまし ちらし、個人通知などにより、特

ます。国民年金には、物価があが 四月から三、七七〇円に改められ います。そのため、今後もさらに 物価スライド制が取り入れられて っても年金額が目減りしないよう 国民年金の保険料が、五十五年 物価に応じて年金額があがる 入している一人一人が、定められ っています。そのため、年金に加 イクルの中で万が一の保障もにな 障だけではなく、私達のライフサ せん。年金制度は、老後の所得保

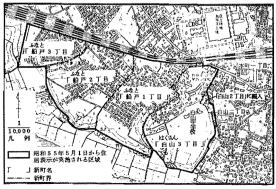
国民保険料の 納め忘れは ありませんか

月額四百円で変更ありません。 なお、附加保険料については

故が起きてからでは、聞に合いま られなくなることがあります。事 故があったときの障害年金や母子 ましたら至急に納めて下さい。保 料の納め忘れはありませんか? 年金、将来の老齢年金さえ、受け 険料を納め忘れますと、万一、事 もし、納め忘れている方があり

## ◎新しい住所の表わし方 の住居表示が行われ、 し方が変ります。 日から我孫子と根戸地区

住所の表示が変わります



同時に遊びを通して協力、競争、 なって、子供たちは成長します。

反感など人と人とのさま

供の遊びについて考えてみたい

四月は新学期、あらためて子

通学路を実際に

いで、まっすぐ帰宅させるように

★小物入れ

学校が終ったら、寄り道をしな

約束させよう

通学時間に合わせ、お母さんが

止するうえで大切です。 り守らせることも、交通事故を防 し、帰宅時間を約束させ、しっか

歩いてみよう

しての喜怒哀楽が血となり肉と るかと思えば次の瞬間には傷つ 返しながら、自信に満ちあふれ はじめたりします。ときに泣き るかと思えば、すぐにけんかを

て温かく見守ってあげるように

めに、シ しょう。

遊ぶことの意味、大切さを考え しても、それ以上に子供たちが

するのが賢明でしょう。

き……こうした友だち関係を通

ざまなかかわりを経験しながら、

困り、そして争いを繰り

な影響をおよぼす。成長の糧。

のを見ていると、仲よくしてい といえます。子供が遊んでいる 成をはじめ、心身の発達に大き

午渉したり、指示したり、制限 き、危険を伴わない限りあまり るのもよいと思います。そして

したりしないようにしたいもの

新入学児をお持ちのお母さんは、 学校の行き帰りが、特に心配でし

お子さんを交通事故から守るた

になって急いだりすることのない

わてて取りに戻ったり遅刻しそう

途中で忘れものに気がついてあ

ようにしましょう。

帰宅時間を

少し汚したり、散らかしたり

自由に遊ばせることを主眼にお

分余裕をもって送り出すようにし

しましょう。また、時間的にも十

就寝前に翌日の持ち物を準備さ 当日忘れものなどないように

★貯金箱

登校させよう

たいものです。

そのためには、家庭を開放す

き、友だちと交わることによっ 葉を覚え、数をかぞえ、絵を描

て対人関係のルールを身につけ

が、一方で、積極的に遊びの機

会をつくってやることも大切で

という方もいるかもしれません 勉強していさえすれば安心する

子供にとって遊びは、性格形

のものといってよいでしょう。

子供にとって、遊びは生活そ

子供は社会生活への適応性を身

につけていくのです。

新入学児の交通安全

お母さんによっては、子供が

実際に歩いてみよ

況が変わることも、あわせて注意 よって車の量や人通りなど交通状

余裕をもって

い横断の仕方などについて、具体

そのうえで、信号の見方や正し

的に教えるようにしましょう。

また同じ道でも、曜日や時間に

回か歩いてみましょう。

お子さんといっしょに通学路を何

社会への適応性を

身につける

◆遊び◆

遊びを通して体をきたえ、言

が考えられます。

以上の内容を相談者に報告した

〇バドミントン教室

十時から十時三十分、湖北台支所

ところ、しばらくこのまま着てみ ▼日程 四月二十七日から毎週日

るとのことでした。

市民

会にすそまわしの色をかえる方法 ▼申込み 四月十八日 (金) 午前

し直すか、次の洗い張りをする機 ▼人数 三十名

十時から十時三十分、

市役所本庁

プンしました。

千人も収容できる大ホールでは、 わたしたちの市民会館がオー

(まがたま)などを展示する郷土資 ? 古代のこの地域の郡衙(郡役所)

2群」や和同開珎銀銭が発見され、

今回は次回とあわせて、「倉庫

建物跡群の規模はさらに拡大する

ものと考えられる。

料室、皆様のご利用を待つ休日救 クセサリーであった美しい勾玉

と深いかかわりのある遺跡ではな

を有する市民図書館、古代人のア

急歯科診療所など、様々な施設が、いかと話題をまいた。日秀西遺跡

## 消費者苦情相談

仕上げの悪い和服のク ▼費用 各種目ごと千円 (保険料 ▼対象 一般市民で応募多数の場 スポーツ教室

リーニングー

で見える。どうしたらよいか。 ら、そで口やすそまわりが黒ずん 訪問着をクリーニングに出した ▼申込方法 各種目ごとに行いま 合は抽選を行います

曜日十回

○卓球教室 を持参してください。

よく調べてみると、色落ちによ

り黒ずんでいるのではなく、裏地 上げの段階にアイロンで押しつぶ の色がすけて見えるためでした。

してしまったためと考えられます。 ▼時間 午後一時から三時 この原因は、クリーニングの仕 ▼日程 四月二十七日から毎週日

、クリーニングで仕上げ ▼場所 湖北台東小学校

す。申込み当日に希望する教室名 (表には何も書かないでください 住所、氏名、年齢を書いたハガキ

5月(日(メーデー)の生ごみ 収集は、祭日が続きま 収集いたします。 なお、他の祭日に

集を休みます。 ▶問合せ クリ ☎ (87) 0015

命



学童保育所が開設されました。 になるお子さんをお持ちの方へ。 この四月、小学校一年から三年生 学童保育入所案内 二小・三小・高野山小学区で、 三小のプレハブ教室を借りて、

学童保育は、留守家族の子ども

たえ、父母の働く権利を守る場で たちに生き生きとした放課後をあ

います。他にも、四万数千冊の本(いかがでしょうか。

市民の活動の場として利用されて の会議室でも勉強会、発表会など し物があり、好評を博しています。 演劇、コンサート、民謡などの催

として、気軽にご利用になっては

)は昭和五十二年から五十三年にか

けて千葉県文化財センターによっ

柱掘方については、布掘による

て調査されたもので、以下の中間

身近な文化活動、市民活動の場 🎖 調査報告を掲載します。この遺跡

他に北東棟四棟、北西棟三棟があ

二十五棟、南北棟六棟が中心で、 んどのものが総柱の形態である。

棟方向についてみると、東西棟 検出された掘立柱建物は、ほど

(現在は県立湖北高校内)の中間

また、大会議室をはじめ、七つ

あります。

▼人数 三十名

・申込み 四月十九日 (土)午前

▼場所第二小学校

▼時間 午前十時から十二時

から十時三十分、湖北支所 ▼申込み 四月二十二日午前十時 ▼人数 三十名

〇パレーポール教室 玄関前 ▼日程 五月四日から毎週日曜日

▼場所 湖北小学校

▼時間 午後一時から三時

す。希望があれば入所できます。

ご希望の方は、ご連絡ください

人口の増加にともなって義務教

? 今年の夏から秋にかけて発表され

替えのあったことが推定される。 二十四棟で、布堀、壺堀が重複し もの十三棟、一辺が一メートルを

礎石建物と推定される六棟は、

ている例もあり、数次にわたる建 越す方形を呈する壺掘によるもの

る予定と伝えられています。

**\ \** 0 (報告は「仏教芸術」№ | 二四 (昭

和五十四年刊)に発表されたもの

です。なお、本格的な調査報告は

集しています。 ▼連絡先細野☆八三―一五四○ (夜間のみ) また、子供の好きな指導員も蘇

## 昨年の十一月、市役所本庁の前 廃物利用で 造形あそび あきびんの再利用あれこれ えつくろうたのしい

THE THINK

校しました。 いますが、今年は新木小学校が開

年度の継続事業ですから、プール 別教室四ですが、五十四・五十五 メートル)、普通教室二十四、特 新設や屋内運動場新設(鉄骨二階 規模は鉄筋四階(四九二二平方

? 八メートルの台地平担部に位置す

あびこを探る

日秀三〇〇一に所在し、標高約十

日秀西濱跡は、千葉県我孫子市

布掘十版築によるもの二棟(九・

の四棟(三十八から四十一号)と **掛込み地業による基壇を有するも** 

十八号)とに分けられる。

これら礎石建物の性格は現在の

(68)

●新木小の新校舎 育施設の整備は毎年必要となって

建、八七〇平方メートル)などは 今年度に行われます。

究をあける 雑読の切り ぬきをボール 紙にはる 合所アイディアでん 幺糸 會刃物入北 すてるとき便利です 危険なカッターのカウ 例薬を は3 台所用には 底をデープで 固定すると

方向を東西および南北方向にそろ 範囲にわたっており、各建物の棟 十メートル、南北約百メートルの 物跡は別図のとおり、東西約百八 〇建物跡の位置と形態 と以下のとおりである。 調査区域内におけるこれらの建

のある配置を示している。 ていることなど、規格性、 え、しかも間隔をほぼ一定に保っ の東と南側に続くことが推定され これらの建物列跡は調査区域外

かになったものについて記述する 進行中であるが、現在までに明ら 報告書作成のための整理作業が **東展制制制** 

9

(次回へ続く)

# 日秀西遺跡(1)

千葉県文化財センター 中間報告

号建物跡北側斜面から多量の瓦片 が出土していること、また、四十 となどから、瓦葺建物が存在した の厚さの地業積土を施しているこ 一号建物跡が約一・五メートルも ところ明確にし得ないが、四十一

心とする竪穴住居跡等約二百基の た。その結果、古墳時代後期を中 から一年にわたって調査が行われ 掘調査として昭和五十二年十二月 県立高等学校建設に伴う緊急発

建物跡六棟を検出した。 他、掘立柱建物跡三十七棟と礎石

可能性が強い。



## 金銭のます金

\*ベビーサークル\*冷 蔵庫\*アイススケート 靴\*グローフ\*三面鏡 \* 応接セット \*コンビ

ラック\*歩行器\*洋服 ボディ\*洋服ラック\* 応接三点セット

60

換

金譲ってください金 \*子ども用食卓イス\*

電気オーブン\*児童用 ブランコ\*二段ベッド \*婦人田三韓車\*子ど も用勉強机とイス\*電 気オルガン\*子ども用 鉄棒\*Tレクトーン\*

婦人用自転車\*ベビー キャリー・\* 命卓用テー ブルいす

▶連絡は商工課消費生 活係へ合内線506

## 成人職業訓練受講生募集

国立公共職業訓練施設中央技能 開発センターでは、次の訓練コー スの受職生の由し込みを受付けて います。

- NC旋盤中級5月26日から30日 図面の見方5月13日から14日● ガス溶接5月1日から2日●アー ク溶接(1)5月9日から11日 ◎2級建築士受検準備譜器
- 建築構造力学5月17日から18日 と5月31日 ●建築施工6月1日と 6月14日●建築法規6月15日と6 自28日29日と7日5日6日●建築 総合フ用12日と13日 ● 建築設計製 図7月25日と26日●建築応用設計 8月2日3日と8月7日8日と8 月18日19日
- ▶申込み 各議智の開議日7日前 ▶問い合わせ 中央技能開発セン 夕-☎0434 (22) 2224

(商工課)

## 水道工事は市指定工事店へ

住宅の新築、改築、増築などの とき、水道の手続きと工事は市内 の指定水道工事店が行います。

市指定水道工事店以外にたのん だり、幽季に丁事を行った場合は 給水停止となりますガらご注意く ださい。昭和55年4月1日指定の 工事店は次のとおりです。指定期 限は昭和56年3月31日までです。

(有) 我孫子設備☎82-2832 (育) 岩井設備工業☎88-0357● (有) 岡田菅工☎89-2455 ●(有) カ<みや水道店☆R2-R2R5●(育) 木村水道設備☎89-3539● (有) 国沢設備工業☎87-2438●三栄工 業 (株) ☎82-6737 • (育) 渋谷 総合設備☎84-3330● (荷) 渋谷 電機水道設備☎88-9131 ● (株) 島田管工☎82--0171●白澤設備工 業(株) ☎88-9171●(有) 玉田 電機設備工業☎82-2018●天王台 設備工業(株) ☎84-2587 ◆(株) 東亜設備☆89-8961 ● (音) 中野 設備工業所☎88-0751● (株) 中 村設備工業☎82-3423 ● (荷) 成 島設備☎89-1211● (育) 西村設 備☆82-5394 ( 荷) 円羽工業☆ 88-7272●根本工業(株) ☎82-0055 ● (育) 領岸設備工業 1782-3940 ● (有) 渡辺管工事☎84-41 11● 渡辺設備工業 (育) ☎82-70

(水道碗()

## 昭和55年度職業訓練 指導員講習者募集

20 - あいうえお頃

- ▶受講資格 職業訓練法に基づく 1級技能検定に合格した方まだは、 昭和25年4月1日以前に生まれた 方で実路経験15年以上を有する書 ▶講習期日 1日8時間で6日間 行います
- ▶申込み 5月20日までに商工課 へ申し込んでください。

(商工課)



昭和55年度教育委員会主催軍業 「市民会館名画座」第2弾 缺邇 「蒸情」

▶日時 4月25日(金)午前10時 30-€ 1-84L

▶入場料 おとな500円

戦争という恋惨な状況の中で芽 生えた従軍記者と美しい女医との 恋を国際都市・香港を舞台に描い たベストセラー、ハン・スーイン 女史の自伝小説の映画化である。

消 防 テレホンガイド 84-0001

128	教育をおり会	9:10	<b>a</b> n	8-2	6H2 8-65
47500	TREESER (##)	13:30	907 <del>4</del>	X - 15	<b>图 </b> 商
1/28	ピアノ発表金	9:46	a n	5 - B	80 - 1213 18 - 1213
	ファミリーコンサート	9:00	Ħ H	<b>大会選挙</b>	로 를 영-6명
1/201	RAGUID Sinhii	11:00	n n	ホール	5-8 <sub>e</sub>
5.1 14	をびこ子ども数様 な最近客業視音	13:00	出日有	ホール	五 概 四 - 校1
5/3 (tt	チャパティー・コンサート (別太マンドリンクラク)	8:8	1996	カール	9 5 H-011
s/pu na	董嘉斯斯里拉拉 第 章 章	9:0	ΞŅ	變	naj Day Ton
51120	三つ明会第12位音響会	9:30	<b>2</b> \$1	太一点	5-80 5-80
sitte	ピアノ発表生	U:00	R 11	大台灣安	9 <b>1</b> 11 - 750

## テレホンサービス

85-1313

平日は1週間の業務、日曜 休日には、日曜・休日当番医 がわかります。(24時間可能)

## ご存知ですか?スクールゾーン

スクールゾーンとは、登下校中 の児童の安全を確保するため小学 校付近の危険度の高い通学路の一 部を指定して、一定時間、車の乗 り入れを禁止しているものです。 この区間は、路面に、緑地に黄 色字で「スクールノーン」と標示 され、時間を記入した進入禁止の

規制の時間攀は、主に朝了時か ら8時30分までと、午後2時30分 から3時30分までで、警察から許 可証を交付されている趣以外は、 重の乗り入れが禁止になっていま す。進入禁止の時間帯は、区間に よって異りますので、標識で確認 するようにしてください。

標識で示されています。

スクールノーン以外でも、裏通 りなどの狭い適は、子どもの飛び 出しなど危険がいっぱいです。

重を運転する人は、規制速度、 時停止などを厳守し、歩行者の憲 故防止を中心とした安全運転の筋 行をお願いします。

(緊鎖恢全安)

## 国保の助産費・葬祭費の引き上げ

マどもガ生きわたとき、加入者 が死亡したときに支給される助産 費・葬祭費が昭和55年4月1日か ら引き上げとなります。

出生・死亡届の手続きを行うと きは、必ず国保保険証と印鑑を持 参して申請してください。

出生·死亡年月日	的產費	群祭費	
昭和56年3月31日	80.000P9	40.000P3	
<b>3.</b> 2%			
昭和55年4月1日	100.000円	50.00003	
から		L	

(国保年金課)

## 昭和55年度前期技能検定

技能稀定は、暗難訓練法に基づ いて行う国家検定で、年2回(前 期・後期) 行います。

- ▶受付 4月23日から5月7日
- ▶試験 ●実技6月27日から9月 28日 ●学科9月14日、21日、28 F-3
- ▶ 含格発表 10月14日
- ▶問い合わせ 干薬県職業能力開 桑腐会☎0472 (46) 1201 王葉厚 職業訓練課☎0472 (23) 2751

(額工額)

## チャリティー・コンサート

明治大学マンドリン便楽部によ るチャリティーコンサートが行れ ます。売上金は、市心身障害者福 社会の活動および、コニセフを通 じてカンボジア難民救済のために 役立たせていただきます。

- ▶日時 5月3日 正午と午後4 時の2回公演
- ▶場所 市民会館
- ▶入場料 1000円
- ▶主催 我孫子ロータリークラブ

## 「青い鳥」ハガキをさしあげます

- ▶対象者 薫点の身体障害者(1 級・2級) で3月末現在満6歳以 上の方
- ▶ 申出の方法 郵便局、福祉事務 所などに構え付けの整理票に記入、 押EDし、近くの郵便局へ手帳を提 出してください。
- ▶申出の期間 5月31日まで
- ▶問い合わせ 我孫子郵便局郵便 課282-4251

## つつじ荘でマッサージ・針治療

老人の健康増進の一環として、 老人福祉センターで、マッサージ、 針治療を行います。

利用される方は、60歳以上の方 で、老人福祉センター利用者を対 象といたします。

- ▶治療開始日 5月1日から
- ▶治療日 ●マッサージは、老人 福祉センターの休館日を除く毎日 (有料) ●針治療は、老人福祉 センター内に掲示します。(無料) #マッサージは、有料につき利用 老負担となります。

共利用者は、老人福祉センターで 申請書を提出してください。

(福祉課)

## 験 理 舾 冠.

▶試験日 6月13日(金)

- ▶受付 5月7日から9日までの 3日間、午前9時から正午までと 午後1時から4時、柏保健所2階 会議室
- ▶受験資格 中学校卒業後、集団 給食施設または、飲食店営業にお いて2年以上調理の業務に従事し 方書

**車騎雲田紙は、停健所・地区登**期 役員宅で配布にます。(柏保健院)

## 埋蔵文化財発掘調査 報告書頒布

中陸地区において、発年5月か ら今年の2日まで発掘していまし た歴島前遺跡の第2次発掘調査概 報ができましたので頒布します。

- ▶ 頒価 1000円
- ▶ 頒布・問い合わせ 教育委員会 社会教育課文化係 (市民会館) **☎**85-1511 (社会教育課)

## 第1回身体障害者運動会

青空のもと、手足を伸ばし、み んなで楽しい一日を適しましょう。 ▼対象者 市内在住の暗事者(単) の方

- ▶日時 6月8日午前10倍から午 後2時
- ▶会場 障害者福祉センター運動 場(雨天の時は、養護学校体育館) ※対象者には各自通知してありま すが、届かない方および、詳細に ついては、 福祉事務所福祉課へ 連 終してください。

(福祉課)

## 玆 榕 塞 杳 会

不記版に納得のできない方は、

極察議舎会へ

▶ 松戸検察審査会 - 松戸市岩嶺艇 番地、干葉地方裁判所松戸支部内

## U 題

- ▶五十川久一さん(新木)から交 適安全にと、 100 万円の寄付があ
- ▶住安秀子さん(高野山) から寿 保育期へ本の容聴がありました。
- ▶ (財)電力中央研究所から古戸 里神楽後継者育成のためにと、10 万円の寄付がありました。
- ▶佐藤牛乳店さん(我孫子)から つくし野第一、並木、根戸の各保 育園にベンチ2脚すつの寄贈があ りました。
- ▶修養団のみなさまから、まきの 木2本をいただき、天王台西公園 に積極しました。
- ▶本崎均さん(つくし野)から中 央公民館にソファー2脚の寄贈が ありました。

